

# 農 地 改 良

## 1 はじめに

農地改良とは、生産性の劣る農地を所有者又は借受者（所有者の同意を要す。）自身が農業生産力の向上を図るため、形状及び土質等を改良し、速やかに農耕の用に供することをいいます。

農地改良をする場合は、あらかじめ耕土を取り除き、土砂等（産業廃棄物を除く。）を搬入し耕土を埋め戻し整地した後、速やかに農作物を作付けし、肥培管理を行わなければなりません。

土砂等の搬入に際しては、事前に隣接地所有者に被害防止対策等の詳細な計画説明を行い同意を得た後着工し、隣接道路及び水路等の保全を図らなければなりません。

工事施工業者等に対して工事を依頼する場合は、当事者間で前述の事項を遵守し、事前に契約等を取り交わし責任の所在を明確にしてください。

工事着手から農作物の作付けまでの期間は1年以内とし、1年以上工期を要するものについては、農地法第4条又は第5条の規定による手続きを行ってください。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

## 2 手続きに要する期間等

### (1) 農地改良届出

受付締切日 随時

受理通知書の交付 受付後、約7～10日

## 3 届出の条件等

### (1) 届出の審査内容

ア 隣接地に対する被害防止対策等が計画されているかどうか。

イ 届出書の法定記載事項が記載されているかどうか。

ウ 添付書類が具備されているかどうか。

エ 隣接道路及び水路等の保全が図られている計画となっているかどうか。

オ 工事着手から農作物の作付けまで1年以内の計画となっているかどうか。

以上のことを速やかに調査し、届出が適法であるかどうかを審査して、受理又は不受理を決定します。

### (2) 農地改良完了届

受付締切日 随時（改良工事の完了日から1か月以内に提出してください。）

添付資料 現況写真（改良前及び改良後の写真）